特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
富士宮市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
富士宮市長

公表日
令和8年3月27日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）
②システムの機能	1. 住民票管理機能　住所、氏名、世帯情報等の記載事項を逐次更新する。 2. 証明書発行機能　住民記録に係る証明書を発行する。 3. 庁内連携機能　国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当等の住民票記載項目に関する庁内連携を行う。 4. 住基ネット連携　住基ネットと定められた電文レイアウトに基づくデータ授受を行う。 5. 統計事務機能　当市の行う住民記録に関する統計のデータ（人口、異動種別ごとの件数等）として使用する。 6. 附票連携機能　当市が本籍地である者の附票データを、記録媒体を経由して戸籍システムへ記録する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[　] 税務システム [○] その他　（ 番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）　）
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3．特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1．本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2．本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4．本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5．機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は5情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6．本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7．送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8．個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 戸籍システム・コンビニ交付システム　　）

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）
②システムの機能	1．宛名管理機能 　既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。 2．統合宛名番号の付番機能 　個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3．符号要求機能 　個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 4．情報提供機能 　各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 5．情報照会機能 　中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバー　　）

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1．符号管理機能 　情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2．情報照会機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3．情報提供機能 　情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4．既存システム接続機能 　中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5．情報提供等記録管理機能 　特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6．情報提供データベース管理機能 　特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7．データ送受信機能 　中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8．セキュリティ管理機能 　セキュリティを管理するための機能。 9．職員認証・権限管理機能 　中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10．システム管理機能 　バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。

③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書発行機能　住民記録に係る証明書を発行する。 2. 連携機能　既存住基システムと接続し、証明書の発行に必要なファイルを連携する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）
3. 特定個人情報ファイル名	
1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の下記の項 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項) 情報照会の根拠 :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	富士宮市市民部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
	その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委託)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　連絡先等情報　氏名の振り仮名　)
	その妥当性	・住民基本台帳法に基づく国保、年金、介護、後期高齢、児童手当の各種資格、給付、認定などの情報により、転居、転入、転出時に国保業務の円滑化を図り、所管窓口に案内する。 ・記載される情報は、基本的に資格等の『有無』のみであり、限定的である。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月
⑥事務担当部署		富士宮市市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [] 民間事業者 （ ） [] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		住民基本台帳法に定める業務を実施するため。
④使用の主体	使用部署	富士宮市市民部市民課、北山出張所、上井出出張所、白糸出張所、上野出張所、芝川出張所
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・戸籍届出(出生・死亡)及び住民基本台帳法に基づく届出により窓口で情報が収集される。 ・他市町村での戸籍届出の場合、住民票記載通知により記載される。 ・特例転入の場合は住基ネット経由での記載がある。 ・宛名システムを介して他業務システムと連携、データ提供を行っている。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、CSが保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住民記録システム等の保守・運用
①委託内容		住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		NTT西日本株式会社静岡支店
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業社名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該業者との契約内容について、事前に書面にて承認。
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 60 ）件 [○] 移転を行っている （ 32 ）件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1）
①法令上の根拠	別紙1参照
②提供先における用途	別紙1参照
③提供する情報	別紙1参照
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1参照
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	別紙2参照
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	番号法第9条別表に定める行政事務処理者（別紙2）
①法令上の根拠	別紙2参照
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	別紙2参照
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2参照
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	別紙2参照
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	静脈認証及び貸与カードによるセキュリティゲートを設け、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　連絡先等情報　氏名の振り仮名　)
その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月
⑥事務担当部署	富士宮市市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	富士宮市市民部市民課、北山出張所、上井出出張所、白糸出張所、上野出張所、芝川出張所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託する　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		住民記録システム等の保守・運用
①委託内容		住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		NTT西日本株式会社静岡支店

再委託	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業社名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該業者との契約内容について、事前に書面にて承認。
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている　（　　2 ）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [　] 行っていない
提供先1		都道府県
①法令上の根拠		住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途		・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報		住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法		[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム　）
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5		
提供先2		都道府県及び地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠		住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途		住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報		住民票コード、氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [○] その他　（ 住民基本台帳ネットワークシステム　　）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　　] 庁内連携システム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	静脈認証及び貸与カードによるセキュリティゲートを設け、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（3）送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）
	その必要性	番号法第7条第2項（指定及び通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書および個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目		［　50項目以上100項目未満　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［　］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　［ ○ ］連絡先（電話番号等） ［ ○ ］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［　］国税関係情報　［　］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［　］雇用・労働関係情報　［　］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［ ○ ］その他　（　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 連絡先等情報　氏名の振り仮名　）
	その妥当性	・個人番号、5情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月
⑥事務担当部署		富士宮市市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [○] その他　（ 自部署　　）
②入手方法		[　　] 紙　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　[　　] 専用線　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住基システム　　）
③使用目的 ※		個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	富士宮市市民部市民課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[　委託する　] ＜選択肢＞ 1）委託する　2）委託しない （　1）件
委託事項1		住民記録システム等の保守・運用
①委託内容		住民記録システム等のパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②委託先における取扱者数		[　10人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		NTT西日本株式会社静岡支店
再委託	④再委託の有無 ※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	当該事業社名、作業内容、作業範囲及び受託者と当該業者との契約内容について、事前に書面にて承認。
	⑥再委託事項	住民記録システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等

委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構（機構）
①法令上の根拠	個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）
②提供先における用途	市町村からの個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	静脈認証及び貸与カードによるセキュリティゲートを設け、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル
1．宛名番号、2．住民票コード、3．個人番号、4．世帯番号、5．氏名情報、6．生年月日、7．性別、8．続柄、9．住民となった年月日　住民となった届出年月日、10．住民となった事由、11．住民区分（日本人、外国人）、12．世帯主情報、13．現住所情報、14．住所を定めた年月日　住所を定めた届出年月日、15．前住所情報　転入元住所情報　転出先住所情報、16．本籍・筆頭者情報、17．備考欄履歴情報、18．事実上の世帯主情報、19．消除情報、20．外国人住民となった年月日（外国人住民のみ）、21．国籍（外国人住民のみ）　法30条45規定区分（外国人住民のみ）　在留カード等の番号（外国人住民のみ）　在留資格情報（外国人住民のみ）、22．通称（外国人住民のみ）　通称の記載と削除関する事項（外国人住民のみ）、23．個別記載情報、24．転出予定者情報　除票住民票情報、25．証明書発行履歴情報　異動履歴情報、26．住基カード発行状況　個人番号カード等情報　在留カード等情報、27．処理停止情報、28．印鑑登録情報　印影情報　印鑑登録異動履歴　印鑑証明書発行履歴、29．旧氏情報

（2）本人確認情報ファイル
1．住民票コード、2．漢字氏名、3．外字数（氏名）、4．ふりがな氏名　、5．清音化かな氏名、6．生年月日、7．性別、8．市町村コード、9．大字・字コード、10．郵便番号、11．住所、12．外字数（住所）、13．個人番号、14．住民となった日、15．住所を定めた日、16．届出の年月日、17．市町村コード（転入前）、18．転入前住所、19．外字数（転入前住所）、20．続柄、21．異動事由、22．異動年月日、23．異動事由詳細、24．旧住民票コード、25．住民票コード使用年月日、26．依頼管理番号、27．操作者ID、28．操作端末ID、29．更新順番号、30．異常時更新順番号、31．更新禁止フラグ、32．予定者フラグ、33．排他フラグ、34．外字フラグ、35．レコード状況フラグ、36．タイムスタンプ゛、37．旧氏　漢字、38．旧氏　外字数、39．旧氏　ふりがな、40．旧氏　外字変更連番

（3）送付先情報ファイル
1．送付先管理番号、2．送付先郵便番号、3．送付先住所　漢字項目長、4．送付先住所　漢字、5．送付先住所　漢字　外字数、6．送付先氏名　漢字項目長、7．送付先氏名　漢字、8．送付先氏名　漢字　外字数、9．市町村コード、10．市町村名　項目長、11．市町村名、12．市町村郵便番号、13．市町村住所　項目長、14．市町村住所、15．市町村住所　外字数、16．市町村電話番号、17．交付場所名　項目長、18．交付場所名、19．交付場所名　外字数、20．交付場所郵便番号、21．交付場所住所　項目長、22．交付場所住所、23．交付場所住所　外字数、24．交付場所電話番号、25．カード送付場所名　項目長、26．カード送付場所名、27．カード送付場所名　外字数、28．カード送付場所郵便番号、29．カード送付場所住所　項目長、30．カード送付場所住所、31．カード送付場所住所外字数、32．カード送付場所電話番号、33．対象となる人数、34．処理年月日、35．操作者ID、36．操作端末ID、37．印刷区分、38．住民票コード、39．氏名　漢字項目長、40．氏名　漢字、41．氏名　漢字　外字数、42．氏名　かな項目長、43．氏名　かな、44．郵便番号、45．住所　項目長、46．住所、47．住所　外字数、48．生年月日、49．性別、50．個人番号、51．第30条の45に規定する区分、52．在留期間の満了の日、53．代替文字変換結果、54．代替文字氏名　項目長、55．代替文字氏名、56．代替文字住所項目長、57．代替文字住所、58．代替文字氏名位置情報、59．代替文字住所位置情報、60．外字フラグ、61．外字パターン　、62．旧氏　漢字、63．旧氏　外字数、64．旧氏　ふりがな、65．旧氏　外字変更連番、66．ローマ字　氏名、67．ローマ字　旧氏

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。特殊フィルタにより、狭視野角とする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報等の保護に関する機密保持特約条項により、再委託、守秘義務、機密情報の管理義務、作業場所等について規定。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	同等の義務を再委託先に対して課す規定がある。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　　] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　] 接続しない（入手）　[　　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。 ＜番号連携サーバの運用における措置＞ ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	同上	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

＜番号連携サーバのソフトウェアにおける措置＞
①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。
②番号連携サーバは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
③番号連携サーバと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜番号連携サーバの運用における措置＞
①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

＜中間サーバーの運用における措置＞
①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[　　発生なし　　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容		データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは定期的に外部保管している。
リスクへの対策は十分か		[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無		[○] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	セキュリティ研修への参加、業務研修の中での啓発、セキュリティ事故等の事案周知を図っている。
10. その他のリスク対策		

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3．特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。特殊フィルタにより、狭視野角とする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	個人情報等の保護に関する機密保持特約条項により、再委託、守秘義務、機密情報の管理義務、作業場所等について規定。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	同等の義務を再委託先に対して課す規定がある。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
リスク：　不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは定期的に外部保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	セキュリティ研修への参加、業務研修の中での啓発、セキュリティ事故等の事案周知を図っている。	

10. その他のリスク対策

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名		
(3) 送付先情報ファイル		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3．特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。	
リスクへの対策は十分か	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	［　行っている　］	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	

その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。特殊フィルタにより、狭視野角とする。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
規定の内容	個人情報等の保護に関する機密保持特約条項により、再委託、守秘義務、機密情報の管理義務、作業場所等について規定。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない 4）再委託していない
具体的な方法	同等の義務を再委託先に対して課す規定がある。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　[○] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	セキュリティ研修への参加、業務研修の中での啓発、セキュリティ事故等の事案周知を図っている。	

10. その他のリスク対策

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	富士宮市市民部市民課
②請求方法	申請書による
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	富士宮市市民部市民課
②対応方法	

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月3日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	－
②実施日・期間	－
③主な意見の内容	－
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	－
②方法	－
③結果	－

平成28年8月31日	Ⅳ Ⅴ開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用	富士宮市公開条例、富士宮市情報公開条例施行規則	削除	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 4.個人番号の利用　法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	（情報提供） 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第 33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条及び第59条 （情報照会） なし （住民票関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
平成28年9月12日	Ⅰ 6.評価実施機関における担当部署	総務部市民課	市民部市民課	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)(2)及び(3) 使用部署	総務部市民課	市民部市民課	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 提供・移転の有無	「移転を行っている」に『〇』	『〇』を削除	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成28年9月12日	Ⅳ Ⅴ開示請求、問合せ・評価実施手続　請求先、連絡先	総務部市民課	市民部市民課	事後	
平成28年9月12日	別紙2　移転先一覧 項番27～31	記載なし	別紙2　項番27～31のとおり	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1(1)住民基本台帳ファイル 5提供・移転の有無 ※令和2年2月　誤記により消除	移転を行っている　26件 ※令和2年2月　誤記により消除	移転を行っている　31件 ※令和2年2月　誤記により消除	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 6 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	市民課長　長田　ひとみ	市民課長	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　1特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の内容	（略） なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	（略） なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　2特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム　システム1　③ほかのシステムとの接続	[〇]その他（番号連携サーバ（団体内統合宛名システム））	[〇]その他（番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、コンビニ交付システム）	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　2特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム　システム2　②システムの機能	4. 本人確認情報検索　統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索　統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　2特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム2　③ほかのシステムとの接続	[〇]その他（戸籍システム）	[〇]その他（戸籍システム、コンビニ交付システム）	事後	

令和2年3月1日	Ⅰ　2特定個人情報ファイルを扱う事務において使用するシステム　システム5	記載なし	①システムの名称　コンビニ交付システム ②システムの機能 1．証明書発行機能　住民記録に係る証明書を発行する。 2．連携機能　既存住基システムと接続し、証明書の発行に必要なファイルを連携する。 ③他のシステムとの接続 [○]コンビニ交付システム [○]既存住民基本台帳システム	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　4個人番号の利用　法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （略） 2．住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （平成25年5月31日法律第28号施行時点） （略）	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （略） 2．住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （略）	事後	
令和2年3月1日	Ⅰ　5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供） 1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第19条第7号 ・別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項 2．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条及び第59条 （情報照会） なし （住民票関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5　提供・移転の有無	[○] 提供を行っている　55件　[]移転を行っている　件	[○] 提供を行っている　58件　[○]移転を行っている　31件	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5　提供・移転の有無 移転先1	記載なし	移転先1　番号法第9条別表第一に定める行政事務処理者（別紙2） ①法令上の根拠　別紙2参照 ②移転先における用途　別紙2参照 ③移転する情報　別紙2参照 ④移転する情報の対象となる人数　10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲　別紙2参照 ⑥移転方法　[○]庁内連携システム ⑦時期・頻度　別紙2参照	事後	
令和2年3月1日	別紙1　提供先一覧 項番35、39、45	記載なし	別紙1　項番35、39、45のとおり 35番以降の項番をすべて振り直し	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 2基本情報　③対象となる本人の範囲	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者（以下「消除者」という。）を含む　148，967件(除票含む H26/7/23)	※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 3特定個人情報の入手・使用　④使用の主体　使用者数	100人以上500人未満	10人以上50人未満	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2) 3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 2基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する	事後	

令和2年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 5特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	
令和2年3月1日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目 (1)住民基本台帳ファイル	1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日 住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴	1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日 住民となった届出年月日、10. 住民となった事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴、29. 旧氏情報	事後	
令和2年3月1日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ〞	1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ〞、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事後	
令和2年3月1日	別添1 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 送付先情報ファイル	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 交付場所名 項目長、17. 交付場所名、18. 交付場所名 外字数、19. 交付場所住所 項目長、20. 交付場所住所、21. 交付場所住所 外字数、22. 交付場所電話番号、23. カード送付場所名 項目長、24. カード送付場所名、25. カード送付場所名 外字数、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所 項目長、28. カード送付場所住所、29. カード送付場所住所 外字数、30. カード送付場所電話番号、31. 対象となる人数、32. 処理年月日、33. 操作者ID、34. 操作端末ID、35. 印刷区分、36. 住民票コード、37. 氏名 漢字項目長、38. 氏名 漢字、39. 氏名 漢字 外字数、40. 氏名 かな項目長、41. 氏名 かな、42. 郵便番号、43. 住所 項目長、44. 住所、45. 住所 外字数、46. 生年月日、47. 性別、48. 個人番号、49. 第30条の45に規定する区分、50. 在留期間の満了の日、51. 代替文字変換結果、52. 代替文字氏名 項目長、53. 代替文字氏名、54. 代替文字住所 項目長、55. 代替文字住所、56. 代替文字氏名位置情報、57. 代替文字住所位置情報、58. 外字フラグ、59. 外字パターン	1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン 、62. 旧氏漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏	事後	
令和2年3月1日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報の利用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	権限を各職員に対し割り当てている。ユーザID+パスワードによりログイン。	生体認証による操作者認証を行う。	事後	
令和2年3月1日	Ⅲリスク対策(2) 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	総務省告示第334号	平成14年6月10日総務省告示第334号	事後	

令和3年3月1日	Ⅰ　5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117及び120の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項）	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　2基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第2項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第2項（指定及び通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　提供・移転の有無	提供を行っている（58件）	提供を行っている（59件）	事後	
令和3年3月1日	別紙1　提供先一覧 項番51	記載なし	別紙1　項番51のとおり 51番以降の項番をすべて振り直し	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　2基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項（個人番号カードの交付等）により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第2項（指定及び通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委託）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　2基本情報　④記録される項目　主な記録項目	その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報）	その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報）	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　2基本情報　④記録される項目　その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　3特定個人情報の入手・使用　③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）　②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	

令和3年11月15日	Ⅰ 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	
令和3年11月15日	Ⅱ (1) 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者（別紙1）	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者（別紙1）	事後	
令和3年11月15日	Ⅲ (1) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	
令和4年3月1日	別紙2 移転先一覧の移転先 項番1、3、14、18、25	介護障害支援課	障がい療育支援課	事後	
令和4年3月1日	別紙2 移転先一覧の移転先 項番10	住宅営繕課	建築住宅課	事後	
令和4年3月1日	別紙2 移転先一覧の移転先 項番23	介護障害支援課	高齢介護支援課	事後	
令和5年3月1日	Ⅴ 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月31日	令和2年1月24日	事後	
	Ⅰ 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	（略） なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	（略） なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「個人番号通知書及び個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委託する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	
	Ⅰ 4個人番号の利用 法令上の根拠	（略） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付）	（略） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付）	事後	
	Ⅰ 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	（略） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項）	（略） （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項）	事後	

	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　2基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委託)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委託)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供・移転の有無	提供を行っている(59件)移転を行っている(31件)	提供を行っている(58件)移転を行っている(32件)	事後	
	別紙1　提供先一覧 項番12	提供先:厚生労働大臣　法令:別表第二の21 用途:身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	行を削除 12番以降の項番をすべて降り直し	事後	
	別紙2　移転先一覧 項番10	記載なし	別紙2　項番10のとおり 11番以降の項番をすべて降り直し	事後	
	別紙2　移転先一覧 項番12	提供先:保険年金課　法令:番号法第9条第1項別表第一の1630　用途:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	項番13に振り直し 提供先:保険年金課　法令:番号法第9条第1項別表第一の30　用途:国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収または保険事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　2基本情報　③対象となる本人の範囲　その必要性	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カードおよび個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委託)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号通知書および個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委託)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　2基本情報　④記録される項目　その妥当性	(略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　3特定個人情報の入手・使用　③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3)　5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　②提供先における用途	市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村からの個人番号通知書及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	
	Ⅰ　5情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(略) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117及び120の項)	(略) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165及び166の項)	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)　提供・移転の有無	提供を行っている(58件)移転を行っている(32件)	提供を行っている(60件)	事後	

令和8年1月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　②システムの機能　4本人確認情報検索	4情報（氏名、住所、性別、生年月日）	5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）	事後	
令和8年1月1日	Ⅰ基本情報　2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム　システム2　②システムの機能　5機構への情報照会	4情報	5情報	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 2基本情報　④記録される項目　主な記録項目		その他　連絡先等情報　氏名の振り仮名	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法　情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する。（最新の4情報等であることを確認する）	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する。（最新の5情報等であることを確認する）	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託　③委託者名	西日本電信電話株式会社静岡支店	NTT西日本株式会社静岡支店	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑵ 2基本情報　④記録される項目　主な記録項目		その他　連絡先等情報　氏名の振り仮名	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑵ 2基本情報　④記録される項目　その妥当性	個人番号、4情報、その他住民票関係情報住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。	個人番号、5情報、その他住民票関係情報住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、5情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑵ 3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法	住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	住民票コード、個人番号又は5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑵ 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託　③委託者名	西日本電信電話株式会社静岡支店	NTT西日本株式会社静岡支店	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑶ 2基本情報　④記録される項目　主な記録項目		その他　連絡先等情報　氏名の振り仮名	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑶ 2基本情報　④記録される項目　その妥当性	個人番号、4情報、その他住民票関係情報	個人番号、5情報、その他住民票関係情報	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑶ 3特定個人情報の入手・使用　⑤使用方法　情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる5情報等の変更の有無を確認する（最新の5情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	
令和8年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要⑶ 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託　③委託者名	西日本電信電話株式会社静岡支店	NTT西日本株式会社静岡支店	事後	